

日本のマネロン対策、次の一手

【連載】第8回

疑わしい取引や制裁対象者の 検知に関する課題



KPMG/あずさ監査法人
金融アドバイザー事業部
エグゼクティブ・アドバイザー
尾崎 寛

顧客属性・取引に着目して システム検知・照合

マネロン等リスク低減措置の実効性を確保する手段としては、個々の顧客に着目する顧客管理と、取引状況を分析し異常取引や制裁対象取引の検知等を通じてリスクを低減させる手法（取引に着目する手法）がある。金融機関等においては、これらを組み合わせてリスク低減措置を講じている。この二つの手法は、いわば車の両輪である。取引に着目する手法は、疑わ

しい取引を検知する「取引モニタリング」と、制裁対象者や社会的勢力を検知・排除する「取引フィルタリング」に大別される。取引に着目する手法には課題が多く、FATF第4次対日相互審査においても、「一定数の金融機関は、顧客管理措置や取引モニタリング、取引フィルタリングについて、統合されたITシステムの活用・設計・導入を検討しているところであるが、これらのITシステムの効果は限定的であり、非常に高い割合の誤検知（最大99%）

等の多くの課題に直面している」と指摘されている。

取引モニタリングには、日々の膨大な取引データの中から、疑わしい取引届け出参考事例等を踏まえたシナリオやルールによってシステムの検知する方法と、職員の気付きによる方法がある。取引フィルタリングは、制裁対象者等のリストと顧客口座名や外為送金取引の電文情報等をシステムで照合し、似た名称も含めて幅広く抽出し・精査し、合致した場合には取引を謝絶する手法である。

システムによる検知は、意図的に幅広く抽出し、人間が最終判断をする仕組みとなっており、システム導入やシナリオ調整などの品質管理、検証作業に当たる人的資源の配分が、金融機関にとって大きな負担となっている。また、システムを導入しても、必要な人員を配置できず、シナリオの見直しができない等十分にシステムを使いこなせない事例も見られる。なお、誤検知率がどの水準であれば適正かという点は、金融機関の特性やビジネスモデルの違いなどにより一概に示すことは難しい。米国の銀行でも取引モニタリングシステムの誤検知率は95%を超えるといわれており（注1）、効率化と有効性向上はグローバルな課題となっている。

取引モニタリングと 継続的顧客管理との連携

犯罪者は、特殊詐欺やフィッシングによって詐取した資金を、

複数の銀行等の口座を転々とさせ、その間に金額を分割したり統合したりしながら、出所を隠匿することで、金融機関による調査や警察による捜査から逃れようとしている。そして、売買の対象となった銀行口座（注②）がトンネル口座として悪用されている。そのようなトンネル口座は、通常、開設時には正当な本人確認資料を用いて作成されており、銀行からすれば、顧客属性と口座開設後の資金移動パターンやログイン履歴等を勘案して、不審な点がないか検証する必要はある。また、送金代行業と称する事業者によって、法人口座が投資詐欺の資金の受け皿口座として悪用された事例も確認されている（注③）。

銀行としては、取引モニタリングにおいて、入金パターンの変化を速やかに、幅広く、システムで抽出し、口座開設時に届け出された顧客調査を通じて更新された顧客属性（職業等）

や、過去の取引ぶり等と比較して、不自然な取引かどうか判断する必要があり、システム検知と継続的顧客管理との連携が重要となる。その観点から、継続的顧客管理の中で「連絡が取れなくなった」等の情報もリスク要因として考慮する必要がある。

非競争領域として 他行と協働・共同化

取引フィルタリングにおいては、システムによる制裁対象者等のリストとの照合が行われるが、同名異人やスペリングの慣習的な違い、似たような名称も幅広に抽出する「あいまい検知」機能により、膨大なデータが抽出され、時間との闘いの中で、人間が精査作業を行っている。ここでは、制裁対象者リストの更新を遅滞なく正確に行うこと、実質的支配者を含む顧客属性情報を最新の状態で保つこと、顧客の商流や資金の流れの実態を把握しておくこと等を

スクにに応じた頻度、深度で実施することが必要である。

取引モニタリング・取引フィルタリングは、金融機関の競争領域ではなく、金融犯罪やマネロン等の防止、被害者の被害回復といった社会全体の厚生に資するものであり、関係法令の許す範囲内で、協働や共同化が促進されるべきであろう。その観点から、全国銀行協会が2024年春の実用化を目指す「マネー・ローンタリング対策共同機構」の取り組みは注目に値する（注④）。また、既存の検知および検知後の検証作業についても、シナリオの見直しやRPA、人工知能、ネットワーク分析、ログイン履歴のデジタル解析といった手法を活用し、より一層の効率化と有効性の向上が期待できる。さらに、米国のように一定の要件を充たした上で、金融機関が疑わしい取引届け出に関する情報を各金融機関で共有できるように制度変更等（注⑤）も

官民連携の下で検討すべきであろう。

② 1 米国通貨監督庁（OCC）長官のインタビュー「OCC Comptroller Talks About AML, “False Negatives” and Technology」
(20年1月)

2 当初から売却を目的として開設された口座が、開設後直ちに売却されている事例や、外国人留學生等が帰国時に銀行口座を売却する事例も確認されている。

3 証券取引等監視委員会「スカイプレミアムインターナショナル社及びその役員1名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の中立について」(21年9月17日)

4 金融庁は「マネー・ローンタリング等対策高度化推進事業費補助金」制度の設置等、この取り組みを後押ししている。

5 米国金融機関等が行った疑わしい取引の届け出の情報については、基本的に第三者に提供することが禁止されているものの、一定の要件の下で、他の金融機関との共有が認められている（米国愛国者法314条b）。